第四十六条の十六の表第二十五条第三号、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第四十一条第一項、第四十四条、第四十四条の二第一項、第四十五条、第四十六条の五、第四十六条の十、第四十六条の十三、第四十八条、付録第一、付録第四の項中「第二十五条第三号」を「第二十五条第四号」に改め、同表第三十三条の項中「第十七号」を「第十九号」に改める。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部改正）

第二条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の表中「第十六号又は第十七号」を「第十八号又は第十九号」に改める。

第四十三条の表第百五十九条第一項、第百六十六条第一項第五号、第二項及び第三項、第百七十三条第一項、第百八十条第二項第五号、第百八十五条第一項、第二百五条第一項第十八号、第二百四十七条の見出しの項中「第二百五条第一項第十八号」を「第二百五条第一項第十九号」に改め、同表第二百五条第一項第十七号、第二百二十六条第一項の項中「第二百五条第一項第十九号」に改め、同表第二百五条第一項第十九号の項中「第二百五条第一項第十九号」を「第二百五条第一項第二十一号」に改め、同表第二百五条第一項第二十三号の項中「第二百五条第一項第二十三号」を「第二百五条第一項第二十五号」に改め、同表第二百十八条第一項の項中「第十六号又は第十七号」を「第十八号又は第十九号」に改め、同表第二百四十七条第一項の項中「借家権」を「賃借権」に改める。

第四十七条の表第百五十九条第一項、第百六十六条第一項第五号、第二項及び第三項、第百七十三条第一項、第百八十条第二項第五号、第百八十五条第一項、第二百五条第一項第十八号の項中「第二百五条第一項第十七号、第二百二十六条第一項の項中「第二百五条第一項第十九号」に改め、同表第二百五条第一項第十九号の項中「第二百五条第一項第十九号」を「第二百五条第一項第二十一号」に改め、同表第二百五条第一項第二十三号の項中「第二百五条第一項第二十三号」を「第二百五条第一項第二十五号」に改め、同表第二百十六条第一項の項中「第十六号又は第十七号」を「第十八号又は第十九号」に改める。

（土地収用法第八十八条の二の細目等を定める政令の一部改正）

第三条　土地収用法第八十八条の二の細目等を定める政令（平成十四年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「含む」の下に「。第三項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

3　第二十五条の二の規定による補償をする場合における法第七十七条の規定により建物の所有者に支払う移転料の額は、第一項の費用の額から第二十五条の二の規定により算定した額を控除した額とする。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（配偶者居住権を有する者に対する補償）

第二十五条の二　土地等の収用又は使用に係る土地にある建物が配偶者居住権の目的となっている場合において、当該建物の移転に伴い、当該配偶者居住権が消滅するものと認められるときは、当該配偶者居住権がない場合における当該建物の価格から当該建物の価格を控除した額を当該配偶者居住権を有する者に対して補償するものとする。

（マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令の一部改正）

第四条　マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第三項中「第五十八条第一項第九号」を「第五十八条第一項第十一号」に、「借家権」を「賃借権」に改める。

第三十三条第一項中「精算人」を「清算人」に改める。

附　則

この政令は、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。ただし、第四条中マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令第三十三条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百三号

平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第二項後段の規定に基づき、この政令を制定する。

平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成三十年政令第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第七条」を「第八条」に改める。

第五条中「平成三十二年六月二十六日」を「令和二年六月二十六日」に改める。

第七条第二項中「平成三十三年五月三十一日」を「令和三年五月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　赤羽　一嘉